



岡情審査第763号

平成24年9月6日

岡山市水道事業管理者

水道局長 酒井 五津 男 様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長 山 口 和



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年5月15日付け岡水企起第99024号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

共有特許の実施状況報告に関する件（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対して、一部開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第1. 審査会の結論

本件公文書の開示請求に対して、岡山市水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分は、妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2. 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成24年4月20日、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて、本件公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。なお、本件請求は、電子情報処理組織にあらかじめ登録された公文書について、電子処理組織を使用して開示請求や対象公文書の閲覧ができる制度を利用して行われたものである。
- 2 上記開示請求に対し、実施機関は、同年5月1日付けで、本件公文書について、当該公文書中の報告者職名、報告者氏名、報告者印は、当該個人を識別できるものであり、条例第5条第1号の個人情報に該当することを理由として、一部開示決定処分を行った。
- 3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、同年5月5日付けで、報告者職名を開示できないとする処分の取消し及び行政事件訴訟の出訴期間における教示の訂正を求めて本件異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、同年5月15日付けで、本件異議申立ての取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

申立人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

1 申立人の主張要旨

職名は、部長や係長などを指すものであり、個人情報に該当しない。よって、条例第5条第1号に該当しないため、処分は取り消されるべきである。

また、出訴期間に係る教示について、「この決定の取消しの訴えは、この決定を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、岡山市（代表者岡山市水道事業管理者）を被告として提起することができます。」と一部開示決定通知書に記載しているが、行政訴訟の出訴期間は初日算入であるため、この教示は誤りである可能性が高い。

2 実施機関の主張要旨

(1) 職名は個人情報に該当しないとの主張について

本件公文書に記載されている報告者職名は、所属部署内において限定される者に付けられる職名である。したがって、この職名を開示した場合、他の情報と照合することにより、個人の氏名を特定されるおそれがある。

このことにより、報告者職名は、条例第5条第1号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当すると判断したため、非開示情報とした。

(2) 行政訴訟の出訴期間は、初日算入であるため、教示が誤りであるとの主張について

行政事件訴訟の出訴期間について、行政事件訴訟法第14条に「処分又は裁決があったことを知った日から六箇月」とあるが、「処分又は裁決があったことを知った日」からの期間の計算方法について、行政事件訴訟法第14条には記載されていない。そのため、行政事件訴訟法第7条、民事訴訟法第95条、民法第140条の規定により、初日を算入せず、翌日から起算することとしている。

したがって、教示に誤りはないと考える。

第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が、〇〇〇〇株式会社から平成23年4月1日付けで、「共有特許の実施状況報告に関する件」とする報告を受け、担当者が報告文書を組織内で供覧した際に作成した収受文書と添付文書である報告文書である。

当審査会が独自に調査したところ、実施機関と〇〇〇〇株式会社は、配水コントロールシステム（以下「システム」という。）の共同研究による発明に係る特許の共同出願及び取扱いについての契約を締結しており、〇〇〇〇株式会社が当該発明の使用をすることを目的とするシステムを販売したときは、実施機関がシステムの製造及び販売を行わないことに対する補償料（以下「不実施補償料」という。）を支払うこととしている。〇〇〇〇株式会社は、当該契約に基づき、不実施補償料の算出根拠となるシステムの販売実績を実施機関に毎年報告することになって

おり、本件公文書である報告文書は、当該契約に基づいてなされた〇〇〇〇株式会社からの販売実績報告であり、この報告文書には、〇〇〇〇株式会社の報告者の所属・職名・氏名・印影、販売実績等について記載されている。

2 条例第5条第1号該当性について

- (1) 条例第5条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とする旨規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかが記録されている場合は、開示しなければならない旨規定している。

- (2) 実施機関は、本件公文書中、報告者の職名・氏名・印影を非開示としている。このうち、職名は、部長や係長などを指すものであり、個人情報に該当しないと申立人は主張するが、職名は特定の個人を識別することができる情報であると認められ、また、ただし書のいずれに

も該当しない情報であることも明白である。

3 行政事件訴訟の出訴期間について

行政事件訴訟法第14条第1項は、「取消訴訟は、処分又は裁決があったことを知った日から六箇月を経過したときは、提起することができない。」と規定している。同法第7条には、「行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。」と規定されており、民事訴訟法第95条には、「期間の計算については、民法の期間に関する規定に従う。」と規定されている。そして、民法第140条は、「日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。」と規定している。このことから、実施機関の教示のとおり「決定を知った日の翌日」からの起算となるべきものである。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 5月15日	諮問書の收受
平成24年 5月18日	実施機関側意見書の收受
平成24年 6月11日	審 議
平成24年 7月23日	審 議
平成24年 8月27日	審 議
平成24年 9月 6日	答 申